

第1回農林水産物・食品の輸出拡大のための
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議 議事要旨

1. 日 時：平成31年4月25日（木）8時20分～8時50分

2. 場 所：官邸4階大会議室

3. 出席者：

（政府側）

菅官房長官、根本厚生労働大臣、吉川農林水産大臣、野上官房副長官、杉田官房副長官、江藤総理補佐官、西川内閣官房参与、古谷内閣官房副長官補、青木内閣官房内閣審議官、宮寄厚生労働省生活衛生・食品安全審議官、塩川農林水産省食料産業局長、新井農林水産省消費・安全局長、佐々木総務省大臣官房地域力創造審議官、飯島外務省経済局審議官、石川経済産業省貿易経済協力局長、松本国土交通省大臣官房物流審議官

（事業者・敬称略）

安田隆夫（株式会社パン・パシフィック・インターナショナル・ホールディングス グループ創業会長兼最高顧問）

高島宏平（オイシックス・ラ・大地株式会社代表取締役社長）

小川賢太郎（株式会社ゼンショーホールディングス会長兼社長）

4. 議事概要：

- 農林水産省から、農林水産物・食品の輸出の現状と課題について、（資料1）を用いて次のような説明があった。
 - ・人口減少の下で、国内の食品市場は縮小する一方、人口増加や経済成長を踏まえて世界の食料市場は、大幅な拡大が見込まれている。
 - ・このような中、政府は1兆円の輸出目標達成に向けて取組を進めているが、我が国の農林水産業が発展するためには、更なる輸出拡大が不可欠。
 - ・更なる輸出拡大のためには、輸出のための HACCP 施設の認定、海域モニタリング等、輸出先国の食品安全等の規制への対応が最大の課題であり、これらに迅速に取り組んでいく必要がある。
 - ・農林漁業者や食品事業者に対して行政の分析支援、コンサルティングが不可欠であると考えている。
 - ・輸出できる品目や対象国の拡大のための輸出解禁協議を加速する必要がある。また、相手国の輸入食品の安全性に関する規制が強化される方向であり、更なる対応強化が必要である。
 - ・このため、厚生労働省と農林水産省が輸出入に係る食品安全の交渉を一体的に実施する体制整備が必要であると考えている。

- 次に、安田氏から、農産物輸出に対する取組状況と拡大に対する課題について、（資料2）を用いて次のような説明があった。

- ・現在、アジアはシンガポールとタイに出店している。これらの店舗は日本のドンキホーテの店舗と全く異なり、食料品の売上が90%を占めている。それら全てが、メイドインジャパン、プロセスドバイジャニーズなどのコンセプトでできた日本製品。最も売れているのがフルーツを中心とした農産物。魚介類や肉も売れるがフルーツが圧倒的。
 - ・1番大きいのがプライシング。現地では日本の3~4倍くらいの価格で売られることが多いが、コストは1.2~1.3倍であり、1.5~1.6倍の価格まで落として大量販売ができれば、フィッティングゾーンにぶつかったように大変な売上になる。例えば、タイでイチゴを販売しているが、1日2千パックを販売して280万円の売上になった。シンガポールの2年間やってきた店舗では、肌感覚として、日本の私たちの一般的な店舗より食品の売上が5~10倍となっている。
 - ・これをさらに伸ばすため、条件整備にお力を貸していただきたい。まず輸出手続の簡素化が必要。また、沖縄県には航空の補助（国際物流ハブ事業）があるが、熱帯地域では沖縄の果物はあまり求められておらず、温帯の果物が求められるので、北海道や東北にもう一か所あればよいと考える。
 - ・加えて、規制については粘り強い交渉をお願いしたい。
 - ・農産物の輸出は自動車産業に次ぐ産業となると確信している。
- 次に、高島氏から、食品輸出のチャレンジにおいて直面した課題について、（資料3）を用いて次のような説明があった。
- ・1つ目は、香港への野菜・肉加工品の輸出である。2010年から香港への食品輸出事業を開始したが、2011年の東日本大震災後の原発事故の影響により、関東4県と福島県の青果が輸入禁止になった。現在、関東4県は解禁されたが、実際には現在も売れない状況となっている。これは、放射性物質検査証明書を全ての品目に出荷毎に提出しないといけないことによる。毎週2回出荷している中でこれらにかかるコストや時間を考えると現実的ではない。
 - ・また、証明書を取得するための検査には予約が必要だが、この予約もとれるか分からない状況であり、そのような不明確な状況でビジネスをするのは困難。指定の放射性物質の検査機関だけではなく、当社も持っているが、機材があるところで証明書を発行できると輸出が伸びると思う。
 - ・2つ目は検疫について。肉加工品については、動物検疫が必要であるが、総菜になると不要になる。輸出したい商品がいずれに当たるか、日本の動物検疫所に聞かないと分からないが、それにも時間がかかる。また、例えば、ビーフカレーは総菜だが、オニオンスープは肉加工品になるとの判断だったが、この定義があいまいで、機動的に動くことが難しい。また、質問をする動物検疫所によって答えが変わってくるらしい。これらがあいまいなので機会損失が発生している。
 - ・3つ目は、中国への輸出に関して。輸出に制限がないものでも、中国の

行政指導がある。例えば輸入禁止の10都県について、産地としてだけでなく、他産地の物流ルート上も10都県を通ってもいけないとのことだった。また、乳幼児向けの製品については、パッケージに乳幼児や女性のイメージがあってはいけないとのこと。このような根拠の明示されない指導が後々発生し対応が難しい。

- 4つ目はEU向けの輸出に関して。支援している東北の生産者の水産物を輸出しようとしているが、例えばEUへの二枚貝の輸出のためには生産海域認定が必要だが、生産者として何をして良いかわからない。加工施設などをHACCP対応しても海域指定がないために輸出できない。
- 5つ目は保存技術について。グループ関連企業がタイにリンゴをかなりの量輸出している。昨年10億円弱で今年も既に2億円程度であるが、青森県しか出せないというサプライが課題。長期保存できる施設が青森県にしかない。このような施設が全国に必要。

○ 次に、小川氏から、農水産品輸出促進のための依頼事項について、(資料4)を用いて次のような説明があった。

- 当社は国内に外食店舗が約5千店舗ある。海外には中国の350店舗を始め、昨年末にM&Aしたアメリカの寿司チェーンを含めて11カ国・地域に約4800店舗展開している。
- 今までのヨーロッパ、アジア、アメリカの日本食、和食ブームは追い風と感じており、海外展開のスピードを上げたいと思っている。そのプロセスでのボトルネックについてお話をしたい。
- まず、インフラの整備。GAP認証については、種類がたくさんあり、事情もあるのだろうが、インフラとしてこれらを統合しないと複雑で理解しにくく、したがって普及が遅れてしまう。また、加工場のHACCP認定やHSコードの取得など輸出をしようとしてから対応すると間に合わない。ベトナムに店舗展開しているが、厨房機具を輸出しようとした際にHSコードを取得するために3ヶ月要した。書類審査で2ヶ月、現物審査1ヶ月かかった。相手国との交渉も含め、スピード感をもって許認可できるようにしてほしい。
- また、通関についても国によっては時間がかかる。農産品は生ものであり、時間が経つと劣化や腐敗、変質が起こり良いことが全くない。現在、ブラジルに牛丼のタレを輸出しているが、通関でかなり待たされる。このようなときに日本政府の窓口を作って対応を早めて欲しい。相談するところがなく右往左往する。
- 食肉認定処理施設について、輸出相手国ごとに審査があるが、これはナンセンス。日本政府の認定で一括して認定施設と認められるよう2国間交渉を行って欲しい。コメについても同様。現在、日本には中国向け輸出が可能な認定精米施設が3か所しかない。全ての中国輸出向けのコメはこれらの精米施設経由でしか輸出できず、これでは輸出は増えない。

日本政府が認定した工場であれば、輸出が可能となるようにして欲しい。

○ その後、意見交換において、以下のようなやり取りが行われた。

(安田氏：野菜を含めたイチゴ以外の品目の販売状況に関する質問に対し)

- ・野菜は果物に比べると勢いは落ちるが、日本の同等の店に比べると2～2.5倍、ものによっては3倍売れる。しかし、フルーツが圧倒的に売れる。特に、イチゴ、リンゴ、モモ、ブドウは想像がつかないレベルで売れる。
- ・また、焼き芋を販売している。日本では100円で売っているものを240円で売っている。店舗では焼き芋機を設置しており、1時間に1回焼き上がるが、そのたびに50人くらいの行列ができる。この「いも」行列は焼き上がりの30分前くらいからできる。即完売するので、ジュシーでおいしいうちに食べてもらえる。日本の店では、売れるまで焼けてからしばらく時間がたってしまう場合もあり、当たり外れが出てしまうことがあるが、現地ではそのようなことが起きない。焼き芋はスイートポテトとして評価されている。
- ・今年5月にシンガポールのチャンギ空港に焼き芋専門店をオープンする予定。今後、世界の空港のみならず、ショッピングモールにも日本産の果物専門店、焼き芋専門店を出店したいと思っている。

(安田氏：海外輸出時の鮮度に関する質問に対し)

- ・窒素充填したコンテナで輸送することにより、かなり品質を保つことができる。これをやらないとコストが合わない。コンテナで出す場合2、3週間かかるので、需要予測とのギャップ分は航空便でまかなっており、沖縄の空港便を利用する。そもそも国内の産地から沖縄の空港まで運ぶのにコストがかかり、機能しないというのが実態。

(小川氏：GAPとの統合の必要性に関する質問に対し)

- ・GGAPやJGAP、県のGAP、準拠と現在4つのGAPがある。それぞれ取得するコストもプロセスも認定団体も違う。これは複雑であるので、もっと単純化して欲しい。

(根本厚生労働大臣)

- ・色々なGAPはあるものの、それぞれ目的が違う。輸出をするのであれば、GGAPだと思う。そうでなければ、JGAPだと思う。この目的の違い、取った時のメリットの違いが生産者に伝わってないところはあると思う。

(小川氏)

世界を相手にブランドで売っていく時代。日本産の果物や米のようにハイクオリティーでおいしいことを裏付けるなら、個別の認証制度についてこれは達している、達していないというのではなく、全ての認証制度がグローバル基準で日本全体が基準に達していると、日本ブランドとしてやっていけるとよい。

○ これを受けて、根本厚生労働大臣から、以下のような発言があった。

農林水産物・食品の輸出拡大は、インバウンド（訪日外国人観光客の増加）

と並んで、地域経済の活性化の柱であり、被災地の復興という観点からも、政府の最重要課題の一つ。

昨年には、15年ぶりに食品衛生法の改正を実施し、国際基準であるHACCPに沿った衛生管理を、原則、全ての食品事業者に求めるとともに、都道府県等が行う衛生証明書の発行の事務を法律に位置づけた。

これにより、我が国の食品産業へHACCPが導入され、都道府県等の対応も進み、輸出拡大につながると期待している。

まずは、本日、課題として指摘のあった個別の事項については、農林水産省と連携し、早急に解消できるよう努めてまいりたい。有識者の方々の御説明も踏まえ、厚生労働省を挙げて、輸出拡大に取り組んでいく。

○ これを受けて、吉川農林水産大臣から、以下のような発言があった。

2019年の1兆円目標の確実な達成と、その後の更なる輸出の拡大に向けて、輸入国の食品安全等の規制への迅速な対応が最大の課題。

このような輸出拡大は大臣自らが先頭に立つて行う必要があり、自分が農林水産大臣に就任してから、すでに、政務レベルで15回の協議を行ってきた。今後も強いリーダーシップの下、さらに、諸外国との協議や国内体制の整備に取り組んでいく考え。

また、農林漁業者や食品事業者は零細であり、自らの努力だけで海外の規制に対応することは困難である。輸出をできるようになるという競争のスタートラインに立つために、事業官庁である農水省が技術指導をはじめとした、きめ細かな支援を行っていくことが重要だと感じている。

本日は、現場で課題になっていることを有識者の方々から率直に伺った。現在輸出の拡大を急速に進めている中で、現場での課題に政府としての対応が追い付いていない面もある。

農林水産省としても、政府を挙げての課題解決に全力で取り組んでいく。

○ これを受けて、菅官房長官から以下のような発言があった。

安倍政権として地方創生の重要な柱として、農林水産品の輸出を促進してきた。政権発足前には年間約4500億円だった輸出額は、昨年には9000億円の輸出を実現できている。

ただ、世界の食の輸出市場は150兆円とも言われており、また、我が国でいえば九州と同じ程度の面積であるオランダは約10兆円を輸出している。本日も、日本の野菜や果物がアジアで大変に人気があるとのこと指摘があったが、そうしたことも考えれば、我が国の農林水産品の輸出はまだ大きく伸ばすことができると考えている。

一方で、輸出額が急増するにつれて、例えば、欧米向けの牛肉輸出に必要な処理施設の認定について、厚労省や都道府県の対応が追い付かず、認定が完了していない施設が多数生じているなど、多くの課題が指摘されている。

こうした課題に対応するため、食品安全を担当する厚生労働大臣と農林水産大臣を始め、関係省庁が連携して、規制への対応を強化し、可能な限り多くの

国に多くの品目が輸出できるような環境整備を早急に行っていく必要がある。

本日は有識者の方々から今後の輸出拡大に向けた課題が指摘されましたが、こうしたことも踏まえ、関係省庁においては、次回の会議までに、それぞれの課題について実施目標時期を明確に定め、早急に対応する体制を整えていただくようお願いする。

今後もこの会議を通じて、農林水産品の輸出の更なる拡大に向けて、政府一丸となって取り組んでまいりたい。

(以上)